

平成28年度
気仙沼・本吉地域
広域行政事務組合
財務書類
(統一的な基準)

平成30年1月

目次

| | | |
|-----------|---|----------|
| I | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類の公表について | 1 |
| 1 | 地方公会計制度の概要 | 1 |
| 2 | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の取り組み | 2 |
| 3 | 統一的な基準の特徴 | 2 |
| 4 | 作成基準日 | 3 |
| 5 | 作成対象とする範囲 | 3 |
| 6 | 財務書類間の相互関係図 | 4 |
| II | 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類について | 6 |
| 1 | 貸借対照表 | 6 |
| | ①平成28年度貸借対照表 | 6 |
| 2 | 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日） | 9 |
| | ①平成28年度行政コスト計算書 | 9 |
| 3 | 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日） | 11 |
| | ①平成28年度純資産変動計算書 | 11 |
| 4 | 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日） | 13 |
| | ①平成28年度資金収支計算書 | 13 |

I 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がありませんでした。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立したことにより、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的に、総務省では「新地方公会計制度研究会」が発足しました。同研究会からは平成18年5月に「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、続けて同年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。

この指針では、地方公共団体の公会計の整備について、国の作成基準に準拠した新たな方式による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請がありました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式とありましたが、複数あることで他団体との比較ができない等の問題が生じていたため、平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」が公表され、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」が公表されました。

そして、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、一部事務組合を含むすべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

2 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の取り組み

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合では、平成27年度決算から、「統一的な基準」により、固定資産台帳の整備を行いました。そのうえで平成28年度から財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっていくものと考えられます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類は、主に以下のような特徴を有しています。

① 複式簿記・発生主義の導入

会計処理方法として複式簿記・発生主義会計を採用し、歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、現金取引（歳入・歳出）のみならず、すべてのフロー情報（期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動）及びストック情報（資産・負債・純資産の期末残高）を網羅的かつ誘導的に記録・表示すること。

② 固定資産台帳の整備

「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」(平成26年6月24日閣議決定)において、「各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する」とされたことを踏まえ、決算情報（決算分析のための情報）の作成・開示のみならず、事業や公共施設等のマネジメントの促進をも可能とする勘定科目体系を備えていること。

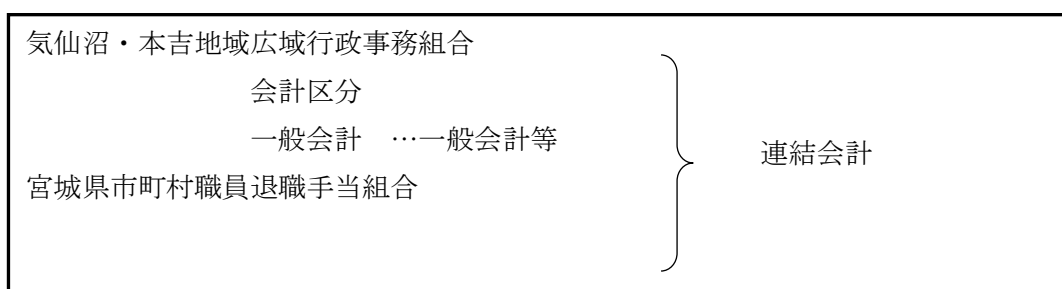
③ 比較可能性の確保

各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、一般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」が期待されること。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日となります。今回の平成28年度決算分では平成29年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲



6 財務書類間の相互関係図

| 貸借対照表 | | 単位:千円 | |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 資産の部 | 一般会計等 | 負債の部 | 一般会計等 |
| 1.固定資産 | 4,986,394 | 1.固定負債 | 637,866 |
| (1)事業用資産 | 4,503,202 | (1)地方債 | 268,091 |
| (2)インフラ資産 | 0 | (2)長期未払金 | 0 |
| (3)物品 | 156,142 | (3)退職手当引当金 | 369,775 |
| (4)無形固定資産 | 0 | (4)損失補償等引当金 | 0 |
| (5)投資及び出資金 | 0 | (5)その他 | 0 |
| (6)投資損失引当金 | 0 | 2.流動負債 | 145,539 |
| (7)長期延滞債権 | 0 | (1)1年内償還予定地方債 | 68,274 |
| (8)長期貸付金 | 0 | (2)未払金 | 0 |
| (9)基金 | 327,050 | (3)未払費用 | 0 |
| (10)その他 | 0 | (4)前受金 | 0 |
| (11)徴収不能引当金 | 0 | (5)前受収益 | 0 |
| 2.流動資産 | 80,701 | (6)賞与等引当金 | 77,150 |
| (1)現金預金 | 27,556 | (7)預り金 | 114 |
| (2)未収金 | 0 | (8)その他 | 0 |
| (3)短期貸付金 | 0 | 負債合計 | 783,404 |
| (4)基金 | 53,145 | 純資産の部 | |
| (5)棚卸資産 | 0 | (1)固定資産等形成分 | 5,039,539 |
| (6)その他 | 0 | (2)剰余分(不足分) | △ 755,848 |
| (7)徴収不能引当金 | 0 | 純資産合計 | 4,283,691 |
| 資産合計 | 5,067,095 | 負債及び純資産合計 | 5,067,095 |

| 行政コスト計算書 | | 単位:千円 | |
|-------------|-----------|-----------|-------------|
| | 一般会計等 | | 一般会計等 |
| 経常費用 | 1,782,916 | 前年度末純資産残高 | 4,104,341 |
| 1.業務費用 | 1,653,631 | 純行政コスト | △ 1,736,758 |
| (1)人件費 | 1,258,006 | 財源 | 1,916,107 |
| (2)物件費等 | 392,771 | (1)税収等 | 1,667,295 |
| (3)その他の業務費用 | 2,854 | (2)国県等補助金 | 248,812 |
| 2.移転費用 | 129,285 | 本年度差額 | 179,349 |
| 経常収益 | 9,965 | 資産評価差額 | 0 |
| 1.使用料及び手数料 | 6,596 | 無償所管換等 | 0 |
| 2.その他 | 3,369 | その他 | 0 |
| 純経常行政コスト | 1,772,951 | 本年度純資産変動額 | 179,349 |
| 臨時損失 | 3,580 | 本年度純資産残高 | 4,283,691 |
| 臨時利益 | 39,773 | | |
| 純行政コスト | 1,736,758 | | |

| 資金収支計算書 | | 単位:円 | |
|----------|-----------|-------------|--------|
| | 一般会計等 | | 一般会計等 |
| 業務活動収支 | 290,637 | 前年度末歳計外現金残高 | 129 |
| 1.業務支出 | 1,484,239 | 本年度歳計外現金増減額 | △ 15 |
| 2.業務収入 | 1,774,875 | 本年度末歳計外現金残高 | 114 |
| 3.臨時支出 | - | 本年度末現金預金残高 | 27,556 |
| 4.臨時収入 | - | | |
| 投資活動収支 | △ 383,809 | | |
| 1.投資活動支出 | 593,629 | | |
| 2.投資活動収入 | 209,819 | | |
| 財務活動収支 | 58,838 | | |
| 1.財務活動支出 | 56,862 | | |
| 2.財務活動収入 | 115,700 | | |
| 本年度資金収支額 | △ 34,335 | | |
| 前年度末資金残高 | 61,776 | | |
| 本年度末資金残高 | 27,442 | | |

- ①貸借対照表の資産のうち、「現金預金」の金額は資金収支計算書の本年度末現金預金残高と一致します。
- ②行政コスト計算書の「純行政コスト」と純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致します（純行政コストは純資産の減少要因となる為、純資産変動計算書上はマイナス表記となります）。
- ③貸借対照表の純資産合計の金額は、純資産変動計算書の本年度純資産残高と一致します。

Ⅱ 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の財務書類について

1 貸借対照表

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握できません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

①平成28年度貸借対照表

| 貸借対照表 | | 単位:千円 | |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 資産の部 | 一般会計等 | 負債の部 | 一般会計等 |
| 1.固定資産 | 4,986,394 | 1.固定負債 | 637,866 |
| (1)事業用資産 | 4,503,202 | (1)地方債 | 268,091 |
| (2)インフラ資産 | 0 | (2)長期未払金 | 0 |
| (3)物品 | 156,142 | (3)退職手当引当金 | 369,775 |
| (4)無形固定資産 | 0 | (4)損失補償等引当金 | 0 |
| (5)投資及び出資金 | 0 | (5)その他 | 0 |
| (6)投資損失引当金 | 0 | 2.流動負債 | 145,539 |
| (7)長期延滞債権 | 0 | (1)1年内償還予定地方債 | 68,274 |
| (8)長期貸付金 | 0 | (2)未払金 | 0 |
| (9)基金 | 327,050 | (3)未払費用 | 0 |
| (10)その他 | 0 | (4)前受金 | 0 |
| (11)徴収不能引当金 | 0 | (5)前受収益 | 0 |
| 2.流動資産 | 80,701 | (6)賞与等引当金 | 77,150 |
| (1)現金預金 | 27,556 | (7)預り金 | 114 |
| (2)未収金 | 0 | (8)その他 | 0 |
| (3)短期貸付金 | 0 | 負債合計 | 783,404 |
| (4)基金 | 53,145 | 純資産の部 | |
| (5)棚卸資産 | 0 | (1)固定資産等形成分 | 5,039,539 |
| (6)その他 | 0 | (2)余剰分(不足分) | △ 755,848 |
| (7)徴収不能引当金 | 0 | 純資産合計 | 4,283,691 |
| 資産合計 | 5,067,095 | 負債及び純資産合計 | 5,067,095 |

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

～用語解説～

固定資産

- 事業用資産……………公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
(例：庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校など)
- インフラ資産……………社会基盤となる資産
(例：道路、橋、公園、上下水道施設など)
- 物品……………車輛、物品、美術品など
- 無形固定資産……………ソフトウェアなど
- 投資及び出資金……………有価証券、出資金、出捐金など
- 投資損失引当金……………連結団体に対する出資にかかる実質価額が著しく低下した場合
に計上
- 長期延滞債権……………滞納繰越調定収入未済分
- 長期貸付金……………自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)
- 基金……………流動資産に区分される以外の基金(減債基金、その他の基金)
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不
納欠損額)を見積もったもの(固定資産分)

流動資産

- 現金預金……………手許現金や普通預金など
- 未収金……………税金や使用料などの未収金
- 短期貸付金……………貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- 基金……………財政調整基金、減債基金
- 棚卸資産……………売却目的保有資産
- その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
- 徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不
納欠損額)を見積もったもの(流動資産分)

固定負債

- 地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
- 長期未払金……………自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの
以外
- 退職手当引当金……………原則期末自己都合要支給額(負担金支出により計上しない)
- 損失補償等引当金……………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共
団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
を計上します。

その他……………上記以外の固定負債

流動負債

1年内償還予定地方債…地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの

未払金……………基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの

未払費用……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの

前受金……………基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの

前受収益……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの

賞与等引当金……………基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費

預り金……………基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債

その他……………上記以外の流動負債

2 行政コスト計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまで含まれます。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市町村税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、組合の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成支出の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等がどうであったかを明らかにすることもできます。

①平成28年度行政コスト計算書

| 行政コスト計算書 | 単位:千円 |
|-------------|-----------|
| | 一般会計等 |
| 経常費用 | 1,782,916 |
| 1.業務費用 | 1,653,631 |
| (1)人件費 | 1,258,006 |
| (2)物件費等 | 392,771 |
| (3)その他の業務費用 | 2,854 |
| 2.移転費用 | 129,285 |
| 経常収益 | 9,965 |
| 1.使用料及び手数料 | 6,596 |
| 2.その他 | 3,369 |
| 純経常行政コスト | 1,772,951 |
| 臨時損失 | 3,580 |
| 臨時利益 | 39,773 |
| 純行政コスト | 1,736,758 |

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

～用語解説～

経常費用

業務費用

- 人件費……………職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
- 物件費等……………職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や減価償却費など
- その他の業務費用………支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付
- 移転費用……………住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への資金移動など

経常収益

- 使用料及び手数料………財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
- その他……………過料、預金利子など

臨時損失及び臨時利益

- 臨時損失……………資産除売却損など
- 臨時利益……………資産売却益など

3 純資産変動計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、構成自治体負担金、国・県等からの補助金等が、本表の財源に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時利益」）をまかなうもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

①平成28年度純資産変動計算書

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。

※純行政コストは純資産の減少要因の為、純資産変動計算書ではマイナス表記となります。

| 純資産変動計算書 | | 単位:千円 |
|------------|--|-------------|
| | | 一般会計等 |
| 前年度末純資産残高 | | 4,104,341 |
| 純行政コスト | | △ 1,736,758 |
| 財源 | | 1,916,107 |
| (1) 税収等 | | 1,667,295 |
| (2) 国県等補助金 | | 248,812 |
| 本年度差額 | | 179,349 |
| 資産評価差額 | | 0 |
| 無償所管換等 | | 0 |
| その他 | | 0 |
| 本年度純資産変動額 | | 179,349 |
| 本年度純資産残高 | | 4,283,691 |

～用語解説～

前年度末純資産残高……………前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト……………行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致）

財源

 税収等……………地方税、地方交付税、地方譲与税など

 国県等補助金……………国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額……………有価証券等の評価差額

無償所管換等……………無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他……………上記以外の純資産の変動（調査判明の資産など）

4 資金収支計算書（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分にわけ、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収支を表しています。投資活動収支は、資産形成に関する収支を言います。財務活動収支とは、地方債等の借入や償還に関する収支を言います。

①平成28年度資金収支計算書

| 資金収支計算書 | | 単位:円 |
|-------------|--|-----------|
| | | 一般会計等 |
| 業務活動収支 | | 290,637 |
| 1.業務支出 | | 1,484,239 |
| 2.業務収入 | | 1,774,875 |
| 3.臨時支出 | | - |
| 4.臨時収入 | | - |
| 投資活動収支 | | △ 383,809 |
| 1.投資活動支出 | | 593,629 |
| 2.投資活動収入 | | 209,819 |
| 財務活動収支 | | 58,838 |
| 1.財務活動支出 | | 56,862 |
| 2.財務活動収入 | | 115,700 |
| 本年度資金収支額 | | △ 34,335 |
| 前年度末資金残高 | | 61,776 |
| 本年度末資金残高 | | 27,442 |
| 前年度末歳計外現金残高 | | 129 |
| 本年度歳計外現金増減額 | | △ 15 |
| 本年度末歳計外現金残高 | | 114 |
| 本年度末現金預金残高 | | 27,556 |

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じます。